参　与　　皆さん、おはようございます。
委員の皆様、それから推進委員の皆様におかれましては、昨日来の雪もありまして大変お忙しところ総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
欠席の届出ですが、７番、信田浩則委員、１９番、黒川雄一委員、２０番、田口繁委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３４回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

参　与　　会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席数は２１名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、初めに私から、前回１月９日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第３４回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、１月９日ですが、第３３回農業委員会総会を委員が２２名、推進委員３５名の出席を頂きまして、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
同じく９日には、新春懇談会を市長をはじめとしまして、来賓１２名、委員等５０名の出席を頂き、大曲エンパイヤホテルにおいて開催しております。
また、１月１７日には、広報専門委員会を委員９名の出席を頂き、神岡庁舎２階情報活動室で開催しております。４月１日発行の農業委員会だよりに掲載する内容につきまして、ご協議いただいております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。
以上で主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、２１番、齋藤久人委員、２２番、長澤信徳委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　初めに、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和２年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

それでは、ご説明いたします。○○○○○○
１ページ目の２番をご説明いたします。
農地の所在が、内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。
贈与による所有権の移転でございます。譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、実家で独り暮らしをしておりました○○○○○○の弟さんが２年前に亡くなり、弟さんから相続をいたしまして取得した農地ではありますが、取得した○○○は、今後も実家に帰る意思がないということから、○○○のいとこである○○○○のほうに贈与するものであります。
なお、この畑のほかに、○○○が相続しております田、○○○○○○○○○○○ありますけれども、こちらにつきましては、ほかの２人の方に売買することで、この後の議案第３号に上程しております。
以上です。

２ページの４番と５番を関連がありますので、一括してご説明いたします。
２案件とも譲渡人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
初めに４番です。
農地の所在は、大仙市北楢岡○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○、１筆、譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
売買価格は総額○○○○で、１０アール当たりに割返しますと、○○○○○○○○○になります。売買価格が通常より高くなっておりますが、当該農地が県道沿いに位置していること、集落内の宅地と宅地の間に挟まれた農地であるためと考えられ、双方合意の上、申請されたものです。
申請理由は、○○○○は、○○○出身で、当該農地を相続しましたが、○○○に居住しており、耕作不便であることから、近隣に居住し、隣接する農地を耕作している○○○○への売買の相談をしたところ、これに応じてくれたものです。また、当該農地は、農振農用地区外の農地であるため、農地法での売買になっております。

続きまして、５番です。
農地の所在が、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか、田２筆、合計面積○○○○○○○○○です。
贈与による所有権移転です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由は、４番と同じく、○○○○が○○○に居住しており、耕作不便であることから、今般当該農地の管理をお願いしていた親戚の○○○○へ贈与することで話がまとまったものです。

３ページ、７番を説明します。
贈与による所有権移転です。
農地の所在は、大仙市大巻○○○○○○○○○、地目は田、面積は○○○○○○○○○○○、１筆です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５３歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、６８歳です。
譲渡人と譲受人の住所が同じですが、○○○○と○○○○は親戚関係にあり、同じ地番内に家を建てたとのことで、別世帯であります。
理由といたしまして、当該農地は、○○○○と○○○○の圃場整備の合作地になっており、現在、○○○○が耕作しております。
○○○○は、会社員の方で離農を希望しており、○○○○に贈与を申出たものです。

５ページから７ページの１３番と１４番について関連がありますので、一括でご説明いたします。
新規の使用貸借権設定です。

初めに、１３番です。
農地の所在は、大仙市南外○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○、ほか田１９筆、畑９筆、計２９筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。

続きまして、１４番です。
農地の所在は、大仙市南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○、１筆です。貸付人は、１３番の貸付人と同住所の○○○○○○○です。
両案件とも借受人は、同住所の○○○○○○○です。○○○○と○○○○○が夫婦であり、○○○○はお二人のお孫さんです。
申請理由といたしまして、当該農地は、○○○○は経営移譲年金を受給のため、○○○○○は経営移譲のため、それぞれ○○○○と使用貸借権を設定しておりました。今回、○○○○が仕事の関係で県外に転出することになり、同居するお孫さんである○○○○に新規設定するものです。
○○○○は、平成２７年に新規就農し、現在、農業を経営しております。設定期間はいずれも１０年です。

８ページ、１５番と１６番は関連がありますので、一括でご説明させていただきます。
２案件とも新規の賃貸借で、貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６２歳。借受人は、１５番、１６番どちらも○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、７２歳です。
初めに、１５番です。
賃貸借権を設定する農地は、大仙市太田町国見○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○、１筆です。
次に、１６番です。
設定する農地は、大仙市太田町国見○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○、１筆です。１６番は共有地のため、貸付人が○○○○○ほか１名となっております。
申請理由といたしまして、○○○○は労力不足により、以前から○○○○と農業経営基盤強化促進法による契約をしてきましたが、○○○○は自分の所有している農地を法人に貸付けているため、農業経営基盤強化促進法による契約の更新をすることができず、農地法第３条での契約となりました。設定期間は３年、賃借料は１０アール当たり○○○となっております。賃借料が○○○と高額で設定されておりますが、以前から強化法で○○○での契約をしておりましたので、そのままの契約金額で契約したいと○○○○より申出がありました。

議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました事務局並びに各分室案件８件のほかに、有償所有権移転２件、無償所有権移転５件、使用貸借権設定の新規２件がございます。
１１ページから１２ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」

は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和２年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

西仙北の案件２件について説明いたします。
１３ページ、１番、２番は関連がありますので、一括で説明いたします。
譲渡人は、どちらも○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
位置図及び平面図につきましては、資料の１ページ、２ページをご覧ください。
１番です。親子間の贈与による所有権移転を受け、一般住宅を新築するものです。
転用する農地は、大仙市刈和野○○○○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○、１筆です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲受人は、当該農地東側にある道路を挟んだ向かいに、自分の息子とともに、母親の○○○○、姉家族と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから申請地を譲受け、居住する住宅新築のため転用するものです。
許可基準における立地基準につきましては、当該地は線路、川及び道路で分断された小集団の生産性の低い農地となっていることから、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当しない第２種農地に区分されます。農地法第５条第２項第２号において、第２種農地は申請地に代わる周辺の土地で、事業の目的を達成できる同規模の農地以外の土地や第３種農地がない場合許可できることから、事業の目的や周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしていると判断いたしました。

続いて、２番です。
売買による所有権移転を受け、雪捨場とするものです。
転用する農地は、大仙市刈和野○○○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○、１筆です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、当該農地の隣接地には○○○○○○の資材置場があり、２階建て倉庫が建設されております。このことから、管理修繕などの際や屋根からの落雪の際など、○○○○○○の畑に立入らなければならないことが多く、その都度、立入りの許可を得ておりました。今回、娘の○○○○が住宅を新築する計画を受け、住宅への落雪被害などを考慮し、申請地○○○○○○○○○を買受け、雪捨場として転用するものです。
売買金額は総額で○○○○、１平方メートル当たりにしますと○○○○○○○です。
許可基準につきましては、特別な立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の敷地面積が現在の既存施設敷地面積の２分の１を超えないものということで、許可要件を満たすものと判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしていると判断しました。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番、２番についてお願いします。

佐々木委員　　６番の佐々木です。
先月２０日に、事務局と現地調査に行ってまいりました。特に補足することはありません。両案件とも事務局の説明のとおりであります。問題なしと見てまいりましたので、許可相当だと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和２年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号、１３番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案件は、○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

それでは、２２ページの１３番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市内小友○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、ほか田４筆、合計田５筆、合計面積が○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８２歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６７歳です。

申請の理由は、当該農地は○○○○にとって耕作不便な農地でありまして、また○○○○におきましても、○○○に所有する農地が同様に耕作不便であったことから、お互いの隣接地を耕作する者同士で耕作地を交換することで申請したものであります。契約期間は３年、双方が同等の面積を利用権設定することもあり、使用貸借での貸し借りとなります。

ただいまご説明いたしました１３番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１３条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　事務局からの説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１３番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１３番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　次に、議案第３号、１４番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページの１４番についてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○、地目は田で、面積が○○○○○○○○○○○○、ほか田２筆、計３筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。

利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、４５歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、３０歳です。

設定期間は５年で、賃借料は１０アール当たり○○○です。

理由といたしまして、○○○○は労力不足により経営規模を縮小したいと考え、５６ページから５８ページの７５番に出てきます父所有の農地を含め、○○○○○○に相談しました。○○○○○○の息子さんである○○○○は、現在、主に果樹を栽培しておりますが、今後、水稲部門も含めた経営規模の拡大を希望しており、父である○○○○○○の紹介で今回当該農地を借受けることとなりました。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　議案第３号、１４番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
　全員賛成ですので、議案第３号、１４番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
　○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号、１５番から１８番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
　本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与
　２３ページ、１５番と、２４ページ、１６番をご覧ください。
　これらにつきましては関連がありますので、一括してご説明いたします。
　自作地相互を交換して作付する新規の賃貸借権設定です。
　最初に、１５番です。
　利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○、ほか田７筆、合計８筆、合計面積○○○○○○○○○○○。
　利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳。
　利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５９歳です。

　続いて、１６番です。
　利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、○○○○○○○○○○、ほか田４筆、合計５筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。
　新規の利用権設定です。
　利用権を設定する方は、○○○○○○。
　利用権の設定を受ける方は、○○○○○○です。
　両案件とも設定期間は３年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○です。
　理由といたしましては、○○○○は戸地谷地域内の一部に大豆の団地化を目指しております。このたび、この大豆団地に近い、○○○○所有の農地を団地化に提供してくれることになったため、耕作地を交換するものです。多少の面積の差異はありますが、両者協議の上、了承しているものであります。

　続いて、１７番と１８番をご覧ください。
　こちらも一括してご説明いたします。
　両案件とも期間満了に伴う利用権設定の更新で、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
　最初に、１７番です。
　利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○○、１筆です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７０歳、ほか１名です。

２５ページ、１８番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○、ほか田２筆、合計３筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、６０歳です。
設定期間は、○○○○とは５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○です。○○○○○とは１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○で、隣地番で賃借料に差異がありますが、これは、これまでの経緯で両者了解の上、設定されているものであります。
以上の案件について、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号、１５番から１８番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号、１５番から１８番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　次に、議案第３号、１番から１２番及び１９番から１１８番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与
６１ページの８１番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○、地目は田で、面積が○○○○○○○○○○○○、１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７８歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６８歳です。
設定期間は１年で、賃借料は１０アール当たり○○○○○○です。
理由といたしまして、○○○○○○は、これまで自身で耕作をしてきましたが、高齢による労力不足のため、規模縮小を望み、推進委員を通して○○○○○○が借受けることとなりました。
当該農地は不整形であり、隣接地が山林であることなどから、賃借料が１０アール当たり○○○○○○と低く設定されております。

続きまして、６３ページ、８５番と８６番をご覧ください。
こちらについては関連がありますので、一括してご説明いたします。
こちらも自作地相互を交換して作付する新規の賃貸借権設定です。
最初に、８５番です。

利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○、地目は田、○○○○○○○○○○、ほか田６筆、合計７筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５９歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６０歳です。
続いて、８６番です。
利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○、地目は田、○○○○○○○○○○○○、ほか田５筆、合計６筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○です。
両案件とも設定期間は３年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○です。
理由といたしましては、先ほど２３ページ、１５番、１６番で説明いたしました○○○○の案件同様、戸地谷地域の一部の大豆の団地化に、○○○○所有の農地を提供することになりました。また、○○○○○は、あくまでも水稲を作付したいとの意向から耕作地を交換するものであります。多少の面積の差異はありますが、両者協議の上、了承したものであります。

提案書７４ページから７６ページ、１０４番から１１８番までをご説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますのでご了承願います。
利用権を設定する農地は、１０４番の大仙市大曲西根○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○、ほか田５５筆、○○○○○○○○○○○○○○○○、畑１筆、○○○○○○○○○○、合計５７筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、１０４番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、ほか１４件で、地域農業への集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸付けを希望している方です。
設定期間は、全て１０年２か月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借受貸与、借受予定者に利用権設定される公告日までの２か月間の差を考慮しているため、この期間となっております。
１０アール当たり賃借料につきましては、畑は○○○○○○、田が○○○○○○から○○○○○○○○と幅があります。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました事務局及び各分室案件１８件のほかに、所有権移転１２件、賃貸借権設定の新規５６件、更新４１件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり、田で○○○○○○○○○○から○○○、畑で○○○から○○○○○○○○○と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○○○から○○○と幅がございます。低いほうは、圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員　　１８ページの番号８番の案件ですけれども、質問です。
当該農地は３０アール規模の農地ですけれども、備考欄のところに売買価格ですか、１０アール当たり○○○と書いています。双方お互い同意の上ですけれども、極端に

安いと思いますので、経緯があったら教えていただきたいと思います。

議　長　　菅原委員。

菅原委員　　今の質問に対して、私のほうから価格について述べさせていただきます。
　ここの地域に関しましては、大野地域の農地であり、非常に売買をするか何年も前から問題にされておるところですが、畑地に対しても水利費が賦課されている農地であります。そのため、買受ける方にとっても買入後の支払いが大幅にプラスされていくような状況の中にあるので、この価格になってしまっているというような内容であります。
　以上であります。

議　長　　足達委員。

足達委員　　所有権移転の価格の話で、概略を話しされましたけれども、１０アール当たり○○○○からと、たしか話されたかと思うんですけれども、今回のように１０アール当たり○○○という価格のものもございますので、内容は精査してお話ししていただければなと思います。

参　与　　先ほど、確かに田んぼで○○○○○○○○○○から○○○というふうな説明をさせていただきました。○○○ですね。

足達委員　　○○○ですよね、わかりました。

参　与　　はい。

議　長　　よろしいですか。
　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　議案第３号、１番から１２番及び１９番から１１８番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
　全員賛成ですので、議案第３号、１番から１２番及び１９番から１１８番までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
　　下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
　　令和２年２月７日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

７７ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者の順に読み上げます。

１番、大仙市神宮寺字金葛１２７番地、株式会社農匠、代表取締役、齊藤章。

以上、１法人からの報告がありました。詳細につきましては、７８ページから８０ページをご覧ください。

結果、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。

これで、本日の議題は全て終了しました。

そのほか、事務局より何かありませんか。

参　与　それでは、私のほうから簡単にお願いがございます。

２月２０日でございますけれども、皆様に通知差し上げておりますけれども、農地専門委員会、農政専門委員会を開催いたします。２０日の午前１０時からは、農政専門委員会、それから午後２時からは農地専門委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

それから、１月３１日、先週の金曜日からでありますけれども、委員と推進委員の募集を開始いたしております。２月末まででございますけれども、皆様方におきましても提出もしくは推薦等ありましたらば、よろしくお願いいたします。

それから、最後ですけれども、今回、議案書と一緒に業者さんからのパンフレットといいますか、図書のパンフレットが入っていると思いますけれども、詳細につきましては、業者さんのほうから渡していただきたいということでございましたので、興味のある方はご購入をお願いします。

以上でございます。

議　長　委員の皆さんから何かございませんか。

（なしの声）

議　長　ないようですので、以上をもちまして第３４回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はご苦労さんでした。

（午前１０時５２分　閉会）